**平成２１年（フ）第１３２５号**
堺市堺区浅香山町１丁６番２―802号
債務者　有田　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３５０号**
堺市東区白鷺町２丁２番１―501号
債務者　柿原　清子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３５３号**
大阪府富田林市藤沢台６丁目３番27号、前住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番３―317号
債務者　今井　康次
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３６４号**
堺市堺区今池町３丁２番１―302号
債務者　須田　　浩
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３７７号**
堺市南区原山台１丁２番１―309号、前住所大阪市西成区山王３丁目８番９―102号
債務者　尾方由香里
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３８３号**
堺市南区竹城台２丁１番１―602号
債務者　椎葉　　忍
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第８７号**
福岡県柳川市三橋町蒲船津435番地１　コーポ朝日203号
債務者　川端こずえ（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２１年（フ）第１２６号**
山形県鶴岡市湯温海甲205番地
債務者　佐藤　真悟
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２１年（フ）第４５６号**
新潟市秋葉区南町２番２号、前住所新潟市中央区女池上山１丁目13番６号　Ｌｉｌｙ－ｂｅ女池上山305号
債務者　中村奈津美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５０１号**
新潟市西蒲区和納2766番地
債務者　山田　千夏
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５２１号**
新潟市中央区稲荷町3527番地　市営住宅906号
債務者　渡邊　淳一
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３１号**
新潟県上越市大字島田1196番地の２
債務者　関　　政道
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２１年（フ）第９０号**
新潟県上越市中通町11番18号
債務者　市村小百合
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２１年（フ）第４５０号**
愛知県稲沢市井之口石塚町39番地２
債務者　川口みず江
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第５９４１号**
大阪市港区福崎２－１－１　518号、住民票上の住所大阪市住之江区南港東４丁目10番108号　大阪南港トラックターミナル内8007号室
債務者　野上　雅史
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６２２３号**
大阪府東大阪市俊徳町４丁目７番10号
債務者　井上佳世子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６２２９号**
大阪府豊中市服部本町５丁目２番７―506号
債務者　中瀬　真美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６４１５号**
大阪府東大阪市金岡３丁目18番１号
債務者　蓑田　保男
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部